

令和 6 年度 中小路小学校『いじめ防止基本方針』

令和6年4月1日改定
日立市立中小路小学校長 齊藤 貴司

〇はじめに

「いじめは、すべての子どもに関わる問題です。すべての子どもたちが、安心して生活し、学びあい、様々な体験を通して、心豊かに健やかに成長できる環境を守るため、いじめの防止等のための対策を進めていかなければなりません。」（日立市いじめ防止基本方針 平成30年5月改訂）

いじめ防止対策推進法の定めるところにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「日立市いじめ防止基本方針」を受け、「中小路小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等に向けた取組の更なる充実を図っていく。

すべての子どもを、被害者にも、加害者にも、傍観者にもさせないために、子どもたちの規範意識を育て、豊かな人間関係や人を思いやる心を育み、いじめを生まない環境をつくるという強い決意の下、学校、家庭、地域、関係機関が協力・連携して継続的に取り組んでいく。

1 いじめの定義と基本的な考え方

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

平成25年9月28日施行 いじめ防止対策推進法より

上記の考えのもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という共通認識にたち、全校児童がいじめのない生活を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 本校のいじめを防止するための基本姿勢

- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであることを認識し、全ての児童生徒が、安心して学習に取り組むことができ、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるよう、いじめに向かわせないための未然防止に努める。
- 就学前から幼児の良さを見出し、自信をもって生活できる子どもの育成に努める。
- いじめから児童生徒を救うためには、児童生徒を取り囲む大人一人一人が、それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会づくりを目指す。
- いじめは、児童生徒の生命又は身体に重大な危機を生じるおそれがあるものであるという認識に立ち、常に危機感をもって、迅速かつ組織的に対応する。（日立市）

上記の考えを受け、本校でのいじめ防止の基本姿勢（ネット上のものを含む。）は以下の通りである。

・・・・・・「人が嫌がることはしない、言わない。」を基本に指導にあたる。・・・・・・

- I いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- II いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- III いじめの早期解決を図るために、当該児童の安全を保証するとともに、適切な指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- IV 学校内だけではなく各種団体や専門家と連携して、事後指導にあたる。

全職員が協働・共感し、組織体としていじめ防止に取り組む学校をつくるため、法則 22 条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を設置する。（平成 26 年 4 月 1 日より）

（1） 構成

○対策委員会の構成員は原則として次の者とする。

校長、教頭、教務主任、学年主任（担任）、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年生徒指導担当、養護教諭、相談員、PTA 会長、（本校では学年主任が学年生徒指導担当を兼ねる。）

※事案の状況により、関係する教職員を加える。

※必要に応じて、心理や福祉等の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の参加を求める。

（2） 役割

○いじめ防止の対策及び早期発見のための取組を企画・推進する。（情報収集、対応の役割分担等）

○いじめ事案に対して中核となり、組織的な取組を展開する。

○重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。

3 いじめ等の未然防止のための具体的な取組

（1） いじめの未然防止～いじめを生まない学級・学校づくり～

ア 自己有用感を高める取組の推進

- ・お互いの良さを認め合う学級づくり
- ・わかる、できる喜びを感じる授業づくり

イ 生命の尊重や思いやりの心を育てる道徳教育の推進

- ・豊かな心を育む体験活動等を生かした道徳の学習
- ・道徳の時間や人権教育の充実

ウ 児童の連帯感や存在感を高めるたてわり班活動の充実

エ 読書活動の推進

オ さわやかマナーアップ運動やあいさつ運動の励行

（2） いじめの早期発見～小さな変化に対する気づき～

教職員は、いじめがどの児童にも、どの学校にも起こりうるという共通認識をもち、すべての教育活動を通じて児童の観察等を行うことで、児童の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（サイン）を見逃さないようにする。

また、いじめは早期に発見することが、早期の解決につながる。このことから、ささいな兆候（サイン）であっても、いじめではないかと疑われる場合、早い段階から当該児童に個別の声掛けや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。また、児童に関わるすべての教職員間で情報を共有し、保護者とも連携して情報の収集を行う。

ア 日常生活での観察

朝の登校や健康観察、休み時間や昼休み等、全職員で児童たちの様子に目を配る。表情や言動等、気になる場所があれば声を掛けたり、全職員で情報共有を行ったりする。また、「児童がいるところには、教職員がいる」ことに心がけるようにする。児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。

イ いじめ調査

- ① 児童対象いじめアンケート調査 年 12 回（毎月 1 回）

※学校生活に関するアンケート

- ② 教育相談等を活用した学級担任による児童からの聞き取り調査 随時

③ 教師対象

- ・児童の様子についての報告会 週 1 回（木曜日、職員集会）
- ・いじめ等に対する話し合い 月 1 回（職員会議）

- ④ 校内オンライン相談窓口の設置
- ⑤ 外部機関の相談窓口の周知

(3) いじめの早期対応・再発防止～どんな問題も軽視せず、迅速かつ組織的で適切な対応～

- ア 正確な実態把握
 - ・当事者双方、周りの児童から、個々に聞き取り、記録する。
 - ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- イ 指導体制、方針決定
 - ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
 - ・指導体制を整え、対応する職員の役割分担をする。
 - ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- ウ 子どもへの指導・支援
 - ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは消して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
 - ・インターネットや SNS 上のいじめについては、インターネットや SNS を使用する際の約束や情報モラルについて指導するとともに、平素から情報を得るよう心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。
- エ 保護者との連携
 - ・いじめ事案の解消のための具体的な対策について説明する。
 - ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について話し合う。
 - ・授業参観や懇談会、個別面談などを通じて、普段から保護者との連携を深める。
- オ いじめ発生後の対応
 - ・いじめを受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活を送ることができするための支援や、学習に関する適切な支援等を継続的に行う。
 - ・加害者に関しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。
 - ・被害者・加害者それぞれと連携し、継続して児童の見守りを行う。
 - ・教育相談員やスクールカウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
 - ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。
- カ いじめの解消
 - ・少なくとも3か月継続していること ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・いじめ対策組織で判断

(4) ネット上のいじめへの対応 (SNS 等も含む)

- ア 啓発・研修
 - ・インターネット (SNS 等) や携帯電話・スマートフォンを使用する際の約束や情報モラル等について教職員の研修を深め、講習会や授業に生かす。
 - ・ネット・SNS 上でのいじめ予防を図るために、児童や保護者が参加できる学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。
- イ 早期発見・早期対応
 - ・家庭での指導が不可欠なものであり、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導できるように努める。
 - ・平素より情報を得られるよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。
- ウ 関係機関との連携
 - ・ネット・SNS 上でのいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(5) 重大事態への対応

○重大事態とは

【いじめ防止対策推進法第 28 条】

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態 (以下「重大事態」

という。) に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【重大事態の意味】(平成 25 年 10 月 11 日 文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」)

- ・「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

○重大事態への対応

- ア 学校は、重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて市長に報告する。
- イ 速やかに組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ 調査結果について、教育委員会(市長)に報告する。市長は、調査結果について必要があると認めるときは、再調査を行う。

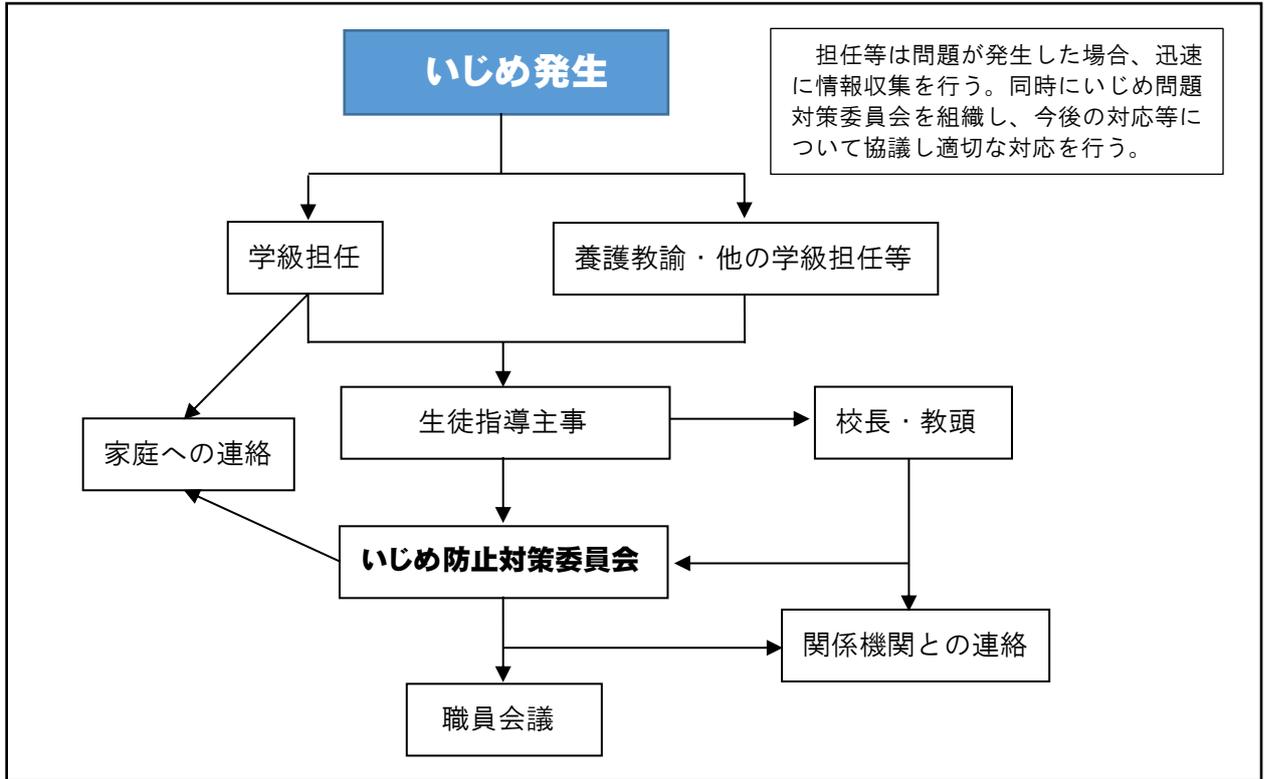
(6) いじめ問題対策の改善(学校評価に反映)

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、本校の学校評価項目から適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価・判断する。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画通りに遂行されているかどうかの確認や学校の基本方針等について体系的な見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめ防止等の対応について検討する。

また、必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の見直し等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携した、いじめ問題対策の総合的な改善を図る。

いじめ問題への対応



重大事態への対応

